

日新小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「日新小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- 児童の心を支え、豊かな心を育み、いじめの防止に努めます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

2. 子どもの権利の理念を踏まえた取組

(1) 子どもの意見表明権を重視した主体的な取組

児童会が中心となり、ポスターや標語作り等で、主体的にいじめをなくす活動に取り組む。

学級会でいじめをテーマに取り上げ、学級での取組について話し合う。

(2) 子どもが安心して生活できるよう、学校が実施する取組

挨拶・授業中の発表の仕方や聞き方等、校内における言語環境や規律を整える等、健全な人間関係を構築できるよう、発達段階に合わせた指導を行う。学校としていじめを絶対に見過ごさないという姿勢を児童に伝え、安心して生活できる環境を整える。

3. いじめを未然に防止するために

(1) 「いじめ」についての理解を深める

①何がいじめなのかを具体的に明らかにする

子どもの発達段階に応じて、1年生から「してはいけないこと」「いじめになってしまうこと」を、具体的に指導していく。些細な出来事に見えることでも、しつこく続けたり複数で行ったりすることでいじめに繋がることを意識づける。

②いじめられている子どもの気持ちを理解する

道徳の時間や学級活動の時間等において、いじめられている側の気持ちを推し量る活動を設定し、いじめられている子どもの気持ちを理解できるようにする。また、日頃から困った時には誰かに相談するように伝え続ける。

③いじめる子どもの心の動きについて学ぶ

道徳や学級活動の時間等において、「なぜ、いじめてしまうのか」という視点で、当該の子どもの心の動きについて話し合う機会を設定する。「自分がその立場だったら」「自分がその場に居合わせたら」と、いじめを発生させないためにできることを考える。

(2) 豊かな心の育成

①道徳教育をはじめとする心の教育に、教育活動全体を通じて取り組む。

- ・具体的資料を活用して、優しさや思いやりの心を育む
- ・違いがある人が共生するための規範意識を醸成する
- ・ともに助け合い、支え合うピア・サポート等の受容的で互恵的な活動を通して、子ども一人一人の心を育む。

②人間関係を構築するための素地の育成

- ・日常的に挨拶を大切にしている指導を継続する。
- ・「ありがとう」「ごめんね」「いいよ」等、心を通わせる言葉を使ってかかわる場を設けて、コミュニケーション能力を育む。

③児童生徒の主体的な活動の推進し、自己肯定感、自己有用感を育む

- ・自分や友達のをさを認め合う活動や学習から、自分や他人を肯定的・受容的に受け入れる態度を育てる。
- ・「みんなの役に立つ」という経験を積ませることで、自己有用感を高め、人の役に立つことに価値を見出す心情を育てる。
- ・行事や特別活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を持てるようにする。

④家庭や地域との連携によるいじめの未然防止

- ・日常的に保護者と連携を図り、信頼関係を構築し、家庭での子どもへの接し方や言葉かけについて話し合う。子どもの側に立って子どもががんばったことを認めることで自己有用感を育てることの重要性や、友達に対して許容性を持つことの大切さについて話題にする。
- ・学校と地域の関係者が集まる機会に、いじめなどの子どもの状況について共有し、登下校時に見守りや声かけを依頼する。

(3) ネットいじめの未然防止

- ・インターネットの活用に係る安全教室を実施する。

- ・言葉と言葉の使い方や受け取り方について考える学習を進め、コミュニケーション能力を高める。

4. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見のために

①教職員がいじめを積極的に認知する

- ・「いじめはどの子にもどこの学校にも起こりうる」「いじめは見つけにくい」という認識の下、子どもが発する小さなサインにいち早く気付く。
- ・ささいな兆候を見逃さないように、日常的な観察や声かけ等の関わりにより、子どもの変容を見出すことが重要である。
- ・声をかけた子どもが「大丈夫」という反応であったとしても、他の教職員と情報を共有し、他に同様に感じていた教職員がいないか、気になる情報がないか、職場全体から情報を収集する。
- ・朝の登校観察、健康観察、欠席日数の検証、校内研修会等により、日常から教職員全体での情報共有を重視する。
- ・保護者との情報連携について検討し、家庭との信頼関係を構築することを重視しながら、家庭から情報を収集し、今後の協力についても依頼する。

②アンケートや教育相談の効果的な推進

- ・アンケートや教育相談を計画的に実施し、子どもの様子を把握する。
- ・アンケートについては担任のみならず、担任外や養護教諭など複数の教職員で分析し、子どもの心の内面に迫る努力をする。

(2) 早期対応について

いじめを認知した場合、速やかに①～⑧の対応を行う。(①～⑦は原則であり、状況で対応を判断する。)

① 速やかに組織的に対応する

- ・いじめを認知した場合、一人で抱え込まず、教職員一人一人の責務と役割を果たし速やかに組織的に対応する。

②いじめを受けている子や知らせてきた子の安心・安全を確保する

③速やかに関係する保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める

- ・事実が確認されるまでは、保護者に誤解を与えないように留意する。
- ・いじめられている子どもの保護者には直接会って、途中段階であっても事実関係をその日のうちに迅速に伝える。また、対応策について伝え、了承を得る。

④事実関係の確実な把握を行う

- ・事実確認と指導とは明確に区別し、共感的な姿勢で聴き取りを行う。

※1 複数の児童がかかわっている場合は、一人一人個別に同時刻に聴き取りをすることを原則とし、授業時間内で行う場合は、事後になったとしても、保護者に経緯を説明し了解を取る。

※2 事実確認については、当事者だけではなく周辺にいた児童にも必ず行う。

- ・記録化し、関係した児童の保護者や教育委員会への説明及び報告の準備をする。

⑤再発防止に向けた保護者への対応

- ・事実関係に基づき、関係する保護者に説明を行い、再発防止への協力を要請する。
- ・いじめた児童の保護者にも、事実関係を正確に伝え理解を得た上で、被害家庭への謝罪など以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。子どもの抱える問題やいじめに至った要因など、いじめの背景を保護者と共有し再発防止に努める。
- ・いじめが解決したと思われた後も、定期的に保護者と情報交換を行い、いじめの再発がないか注意深く対応する。

⑥教育委員会への報告

- ・いじめの発生及び対応について適時報告するとともに、対応について助言を得る。

⑦いじめの解決に向けた集団への働きかけ

加害児童への指導

<教育的指導>

- ・いじめ行為についての指導
- ・今後の生活指導
- ・児童相談所等関係機関との連携
- ・教室外や校外における生活の指導

<法的措置>

- ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われるものと認識した場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

被害児童への指導

- ・心のケアについて、スクールカウンセラーと十分に相談しながら行う。
- ・いじめの再発への不安な気持ちを十分に聴き取り、見守りなどの安全確保と教育相談の体制に係る計画を立て、安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

周りの児童への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることは、いじめを深刻化させることになると改めて指導する。
- ・被害児童と保護者の了承を得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を児童のプライバシーに十分留意して行う。

当事者間の謝罪によって終わるのではなく、被害加害児童をはじめ、他の児童との関係の修復を経て、互いに認め合う人間関係にある集団として新たな活動に踏み出すことで解決と判断するべきである。

5. 校内体制について

(1) 設置する組織について

- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、(巡回相談員)とする。
- ・いじめの相談があった時は、当該学年主任、担任、関係の深い教職員を加える等柔軟に対応する。

(2) 取組の内容について

- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や

保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

- ・ 保護者からいじめの相談があった時、児童から深刻な相談があった時、児童の様子から問題が見とれた時には「いじめ防止対策委員会」(窓口:田尾)に報告する。委員会は事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議し対応に当たる。なお、いじめに関する情報については、本校の教職員が共有できるようにする。
- ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正を行う。(P D C Aサイクルで検証する)

6. 家庭、地域との関係者との連携協力、参画体制の構築

(1) 学校はいじめ防止の取組について、家庭や地域の理解を得る

- ・ 学校ホームページ等の広報または、P T Aや地域の関係者が集まる会議において、いじめ防止対策の概要を説明し、理解を得る。

(2) 家庭や地域の協力、参画を求める

- ・ 校外パトロールや通学路の見守り活動等、地域での子どもの見守り等を通して、いじめの疑いのある場面を見かけた際の学校への通報について依頼する。
- ・ 地域の方々とのかかわりを大切に、いじめの防止についても参画を求める。

(3) 定期的に子どもの様子を交流する

- ・ 地域における体験学習や地域行事での子どもたちの様子について、地域の方々と情報を交流し、子どもの様々な側面を把握し、指導に活かしていく。

【フローチャート】

